

## 労働者保護法改正案と外国人事業事案

辻本 浩一郎

### <労働者保護法改正案>

国家立法議会（NLA）は労働者保護法の改正案を受理し、審議を開始しました。

被雇用者にとって有利な内容の改正案となっており、提案された主要ポイントは以下のとおりです。

- ① 給与の支払い期限を超過した場合の延滞金利は、支払額の15%とする。
- ② 雇用者は、雇用者の変更を行う場合、従業員からの同意を得なくてはならない。
- ③ 雇用者は、即時解雇する場合、事前通告の代わりに終了日に賃金を従業員に支払わなければならない。
- ④ 従業員は、1年間に少なくとも3就業日の所用（用事）休暇を取得する権利を有する。
- ⑤ 女性従業員は、妊娠検査を含む98日間の産前産後休業を取得する権利を有する。
- ⑥ 同一の価値の仕事において、女性従業員と男性従業員は同一賃金とする。
- ⑦ 雇用者が所有しているなど事務所の移転先となりうる場所を含め、事務所移転時の条件を定める。
- ⑧ 雇用者に少なくとも20年継続して勤務した従業員は、最終賃金の400日分の退職金を受け取る権利を有する。

同法の進捗等については、続報をお届けしたいと思います。

### <外国人事業法の新たな動き>

現在、何かと話題の多い外国人事業法（外資規制法）ですが、下記のような動きがありました。

商務省が所管する外国人事業委員会は、外国人事業法 B.E.2542 付表 3 から以下の3つのサービス事業を除外することを提案しました。

- ① 現地の子会社及び関連会社への融資

- ② 現地の子会社及び関連会社に、電気、ガス、水道の提供を含む事務所建物の貸付
- ③ 経営、マーケティング、人材、技術的コンサルティングの4つの活動範囲における子会社及び関連会社へのコンサルティングサービスの提供

これらの事業が除外されても、地場企業への影響は軽微と見られています。理由としては、現状、外国企業は商務省より外国人事業ライセンスを取得することによりこれらの事業を行うことができ、また、これらの事業は関連会社や子会社だけに限定されるからです。

外国企業にとっては、規制緩和となり、容易に現地の子会社及び関連会社に対してこれらサービスの提供が可能となり、タイ当地におけるグループ会社としての事業活動に大きな便益をもたらすこととなります。なお、この提案は、管轄大臣と内閣に提出し、承認されなければなりません。

### <最近の外国人事業関連の相談事案 Q&A>

Q タイで登記した外国企業が、鋳鉄部品を製造する事業を行うために、BOI（タイ投資委員会）の奨励を受けました。その後、同社は、鋳鉄部品の注文を受けましたが、その仕様書には、BOI が奨励した生産プロセスに含まれない加工が含まれていました。この加工は、他のメーカーに外注する方針です。BOI が奨励した生産プロセスに含まれない加工が必要である鋳鉄部品を製造するためには、外国人事業法 B.E.2542 によるライセンスが必要でしょうか。

A BOI 奨励の生産プロセスに含まれない加工がある鋳鉄部品の製造であり、加工を外部に発注するというサービスの提供とみなされるため、外国人事業法 B.E.2542 付表 3 (21)（その他のサービス業）によるライセンスを取得する必要があります。